明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（国土交通七二）　一
〔告　示〕
○東南アジア諸国連合及び協力三箇国における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定の効力発生に関する件（外務二四八）　四
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件（国土交通八二八）　五
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する件（同八二九）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、平成二十三事業年度独立行政法人住宅金融支援機構の財務諸表、全国市町村職員共済組合連合会、特定計量器型式承認、日本放送協会入札、住宅型式性能認定関係　七
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　九三
会社その他
会社決算公告　九四

省　令

○国土交通省令第七十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項及び第七項並びに第百四条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十六日　国土交通大臣　羽田雄一郎

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第三項中「貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量三・五トン以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラ」を「自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）」に改める。

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号及び第十一号中「（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるもの」を「（自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）」に改める。

第五条第一項の表中「第八十号第二改訂版」を「第八十号第三改訂版」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年七月二十六日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第十三号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、平成二十九年七月二十五日までは、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第十三号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

告　示

○外務省告示第二百四十八号

日本国政府は、平成二十三年十月七日にジャカルタで作成された「東南アジア諸国連合及び協力三箇国における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定」の受諾書を平成二十四年四月十七日に東南アジア諸国連合事務総長に寄託していたところ、同協定は、その第十条3の規定に従い、平成二十四年七月十二日に効力を生じた。

なお、同協定の締約国は、平成二十四年七月二日現在次のとおりである。

カンボジア王国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国、日本国

平成二十四年七月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎